

(1)ー2 国内修学旅行実施基準概要

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考		
小	普	市町村教育委員会の定める基準による	3名まで2名、10名まで3名、40名まで4名、80名まで5名、以降40名増す毎に1名増	3名まで2名、10名まで3名、40名まで4名、80名まで5名、以降40名増す毎に1名増 ※引率予定教員数が40名以上については、40名ごとに教員数1名を加算する(端数切り上げ) ※実施学級数が3学級以上の場合には1名、6学級以上の場合には2名、7学級以上の場合には3名を教員数に加算する。	3名まで2名、10名まで3名、40名まで4名、80名まで5名、以降40名増す毎に1名増	【引率教員数について】 [全体] ・引率予定教員数が左欄(引率教職員1)の該当する項目から算出した数を下回ることが確定している場合は、引率予定教員数とする。ただし、実施前に参加児童生徒の増減により、教員数が増減する場合について、算出された教員数には、管理職及びその他の教員1名分を含むものである。 ・特別支援学校の教員数は、左欄に該当する項目から算出した教員数が児童生徒数+1名を越えた場合には、児童生徒数の教員数を限度とする。 [特記事項：小学校及び中学校] 複数の学年で隔年実施する場合、児童生徒が7名以上いる場合は、左欄から算出した教員数に1名を加算する。 [特記事項：特別支援学級] ＜小学校及び中学校＞ ・特別支援学級に係る教員数 ○普通学級と特別支援学級が同時に実施する場合 〔左欄から算出した教員数〕+(特別支援学級×2) ただし、(特別支援学級×2)により算出した教員数が、特別支援学級に在籍する参加児童生徒数を越えた場合には、特別支援学級に在籍する参加児童生徒数を限度とする。 ○特別支援学級のみで実施する場合(特別支援学級のみの学校を含む) 〔特別支援学級×2〕+1名〕 ただし、(特別支援学級×2)により算出した教員数が、特別支援学級に在籍する参加児童生徒数を越えた場合には、特別支援学級に在籍する参加児童生徒数+1人を限度とする。 ＜特別支援学校＞ ・特別支援学校について、は、医師又は看護士1名を加算する。			
							中	普	特別支援教育委員会による
北海道	高	普	最終学年又はその前年度	必要最小限度	日本国内	20名まで3名、40名まで4名、80名まで5名、以降40名増す毎に1名増 ※参加児童生徒数41名以上については、40名ごとに教員数1名を加算する(端数切り上げ) ※実施学級数が4学級以上の場合には1名、6学級以上の場合には2名、8学級以上の場合には3名を教員数に加算する。	【引率教員数について】 [全体] ・引率予定教員数が左欄(引率教職員1)の該当する項目から算出した数を下回ることが確定している場合は、引率予定教員数とする。ただし、実施前に参加児童生徒の増減により、教員数が増減する場合について、算出された教員数には、管理職及びその他の教員1名分を含むものである。 ・特別支援学校の教員数は、左欄に該当する項目から算出した教員数が児童生徒数+1名を越えた場合には、児童生徒数の教員数を限度とする。 [特記事項：小学校及び中学校] 複数の学年で隔年実施する場合、児童生徒が7名以上いる場合は、左欄から算出した教員数に1名を加算する。 [特記事項：特別支援学級] ＜小学校及び中学校＞ ・特別支援学級に係る教員数 ○普通学級と特別支援学級が同時に実施する場合 〔左欄から算出した教員数〕+(特別支援学級×2) ただし、(特別支援学級×2)により算出した教員数が、特別支援学級に在籍する参加児童生徒数を越えた場合には、特別支援学級に在籍する参加児童生徒数を限度とする。 ○特別支援学級のみで実施する場合(特別支援学級のみの学校を含む) 〔特別支援学級×2〕+1名〕 ただし、(特別支援学級×2)により算出した教員数が、特別支援学級に在籍する参加児童生徒数を越えた場合には、特別支援学級に在籍する参加児童生徒数+1人を限度とする。 ＜特別支援学校＞ ・特別支援学校について、は、医師又は看護士1名を加算する。		
								小	1泊2日以内
	中	3泊4日以内	全行程1200km程度	第6学年	規定なし	100%を原則	規定なし	30名につき1名+150名につき1名	
	高	3泊4日以内	全行程1200km程度	第3学年	規定なし	70%以上を原則	規定なし	30名につき1名+150名につき1名	
青森県	小	普	規定なし	規定なし	規定なし	100%を原則	規定なし	航空機利用可、海外も認める ※実施基準には規定がない	
									中
	高	普	規定なし	規定なし	規定なし	100%を原則	規定なし	規定なし	航空機利用可、海外も認める ※実施基準には規定がない
	特 別 学 校 校 支 校	小	3泊3日以内	規定なし	規定なし	100%を原則	規定なし	規定なし	航空機利用可、海外も認める ※実施基準には規定がない
岩手県	小	普	規定なし	規定なし	規定なし	100%を原則	規定なし	航空機利用可、海外も認める ※実施基準には規定がない	
									中
	高	普	95,000円以内	規定なし	規定なし	70%以上を原則	規定なし	航空機利用可、海外も認める ※実施基準には規定がない	
	特 別 学 校 校 支 校	小	1泊2日以内	規定なし	規定なし	70%以上を原則	規定なし	航空機利用可、海外も認める ※実施基準には規定がない	
宮城県	小	普	規定なし	規定なし	規定なし	100%を原則	規定なし	航空機利用可、海外も認める ※実施基準には規定がない	
									中
	高	普	59,000円 <経費の標準> 97,000円	最高学年又はその前学年 在学中1回	原則として全員参加	規定なし	規定なし	航空機利用可、海外も認める ※実施基準には規定がない	
	特 別 学 校 校 支 校	小	1泊2日以内	規定なし	規定なし	100%を原則	規定なし	航空機利用可、海外も認める ※実施基準には規定がない	

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
秋田県	} 各市町村教育委員会の定める基準による	目的達成のための必要最小限度の額	最終学年又はその前年 在学中1回	原則として全員参加	規定なし	30人につき1名+1名+責任者1名	
			最終学年又はその前年	原則として全員参加	規定なし	生徒の事態に応じた適切な数(兼護教諭またはこれに代わる者を含める)+責任者1名	
			規定なし(保護者の過重負担を避ける)	原則、全員参加	規定なし	規定なし	航空機利用付帯条件なし。
			国内 内陸地方 95,000円を目安 内陸地方 98,000円を目安 海外 120,000円を目安				
			規定なし(保護者の過重負担を避ける)	"	"	"	
			国内				
			規定なし(保護者の過重負担を避ける)				
			国内				
			規定なし(保護者の過重負担を避ける)				
			国内				
山形県	} 規定なし	保護者の負担過重とならないよう配慮する	規定なし	原則として全員参加	限定しない	1~3学級/学級数+2名、4~7学級/学級数+3名 8学級以上/学級数+4名	市町村教育委員会に修学旅行実施届けを提出する 実施2ヶ月前までに修学旅行実施届を教員長に提出する。
			規定なし	原則として全員参加	限定しない	1~3学級/学級数+2名、4~7学級/学級数+3名 8学級以上/学級数+4名 参加人数÷30名+2名	実施2ヶ月前までに修学旅行実施届を教員長に提出する。
			20,000円以内 超過するときは保護者の負担過重とならないよう配慮する。				
			54,000円以内 超過するときは保護者の負担過重とならないよう配慮する。				
			102,000円以内 超過するときは保護者の負担過重とならないよう配慮する。				
			保護者の過重な負担とならないよう留意する。	原則として最終学年(小6、中3)	保護者の理解と協力を得て原則として全員が参加できるように計画する。	日本国内全域	当該学年の学級数を基準として、それに学校の実態に応じて必要と認められる人数を加える。全体の責任者として、校長又は校長が参加することとなり、十分に調査研究した上で選定する。
			極力節約を図り、保護者の負担の軽減を図る。	最終学年又はその前学年(2年又は3年) 前学年(3年又は4年)	当該学年在籍生徒数の大半が参加できるもの	日本国内全域	当該学年の学級数を基準として、それに学校の実態に応じて必要と認められる人数を加える。全体の責任者として、校長又は校長が参加することとなり、十分に調査研究した上で選定する。
			保護者の過重な負担とならないようにする。	最終学年又はその前学年	当該学年在籍生徒数の大半が参加できるもの	小・中・高等学校にそれぞれ準じる	当該学年の学級数を基準として、それに学校の実態に応じて必要と認められる人数を加える。全体の責任者として、校長又は校長が参加することとなり、十分に調査研究した上で選定する。
			保護者の過重な負担とならないようにする。	最終学年又はその前学年	当該学年在籍生徒数の大半が参加できるもの	小・中・高等学校にそれぞれ準じる	当該学年の学級数を基準として、それに学校の実態に応じて必要と認められる人数を加える。全体の責任者として、校長又は校長が参加することとなり、十分に調査研究した上で選定する。
			保護者の過重な負担とならないようにする。	最終学年又はその前学年	当該学年在籍生徒数の大半が参加できるもの	小・中・高等学校にそれぞれ準じる	当該学年の学級数を基準として、それに学校の実態に応じて必要と認められる人数を加える。全体の責任者として、校長又は校長が参加することとなり、十分に調査研究した上で選定する。
福島県	} 各市町村教育委員会の定める基準による	保護者の経済的負担について特に配慮し、適正な額とする。経費の上限については教育委員会が別に指示する。	第2学年又は第3学年 第2学年次以降とする	原則として全員参加	規定なし	生徒20名に対し1名以上+校長または教頭+兼護教諭	
			第5学年又は第6学年 第2学年又は第3学年 第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
茨城県	} 各市町村教育委員会の定める基準による	保護者の経済的負担について特に配慮し、適正な額とする。経費の上限については教育委員会が別に指示する。	第2学年又は第3学年 第2学年次以降とする	原則として全員参加	規定なし	生徒20名に対し1名以上+校長または教頭+兼護教諭	
			第5学年又は第6学年 第2学年又は第3学年 第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
栃木県	} 各市町村教育委員会の定める基準による	保護者の経済的負担について特に配慮し、適正な額とする。経費の上限については教育委員会が別に指示する。	第2学年又は第3学年 第2学年次以降とする	原則として全員参加	規定なし	生徒20名に対し1名以上+校長または教頭+兼護教諭	
			第5学年又は第6学年 第2学年又は第3学年 第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				
			第2学年又は第3学年				

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
小 普 中 普	} 市町村教育委員会の定める基準による 2泊3日以内	規定なし	原則として第3学年以上	在籍数の90%以上	規定なし	規定なし	規定なし
中等教育学校(前期課程)							
中等教育学校(後期課程)	高等学校の基準を準用する						
全 高	4泊5日以内(120時間以内)	方面別標準経費を示して指導	原則として第2学年以上	在籍数の80%以上	規定なし	(1) 1学級に対して1名ないし2名の引率とする。ただし、1学級で実施する場合及び海外修学旅行を実施する場合は、その合計人数に1名を加えることができる。 (2) 宿泊を要する修学旅行にあつては、引率責任者は原則として校長、副校長又は教頭とし、上記引率者の数の枠外とする。 (3) 養護教諭又は養護助教諭が同行する場合及び特別支援学校における修学旅行で重度障害の児童生徒が参加するため、特に必要とされる場合の教職員は、(1)の数に含まれないものとする。 (4) 教員は、特に必要と認めるときは、(1)～(3)とは別に定める人数を加えることができる。	[航空機利用] 1. 目的を達成するための交通手段として必要がある場合、 2. 参加生徒及び保護者の同意が得られていること。 3. 緊急事態に十分対応できる方策が講じられていること。
特別支援学校	1泊2日以内 2泊3日以内	規定なし "	6年 3年	在籍数の70%以上 在籍数の90%以上(視覚・聴覚・肢体・病弱特別支援学校は70%以上)	規定なし	規定なし	
小 普 中 普	} 市町村教育委員会の定める基準による 1泊2日以内 2泊3日以内(72時間以内)	目的の達成と保護者の負担を考慮して適正な額とする	最終学年又は前年	85%を下らない	規定なし	規定なし	中：72時間の範囲で車中泊1泊増可
中等教育学校							
中等教育学校(後期課程)	中学校の基準を準用する						
小 普 中 普	} 市町村教育委員会の定める基準による 4泊5日以内(120時間以内)	国内修学旅行は95,000円、海外修学旅行は100,000円(外国語科等設置校等国際交流に特色がある)と県教委が認めた学校については130,000円以内	中 高 学年	70%を下らない	国内及び海外	生徒15～30人に対し教員1名(引率責任者、保健責任者は別枠)として教員1名(引率責任者、保健責任者は別枠) 川口市 生徒15～30人に対し教員1名(引率責任者、保健責任者は別枠)	航空機を利用する場合は、 ①参加生徒及び保護者の同意を得る。 ②航空機利用に伴う緊急事態についての対応策を講じておく。
特別支援学校							
小 普 中 普	} 市町村教育委員会の定める基準による 1泊2日以内 2泊3日以内(72時間以内)	目的の達成と保護者の負担を考慮して適正な額とする	最終学年又は前年	70%を下らない	規定なし	児童・生徒5人に対し教員1名(引率責任者、学校医及び養護担当教員は別枠)	中：72時間の範囲で車中泊1泊増可 航空機を利用する場合は、 ①参加生徒及び保護者の同意を得る。 ②航空機利用に伴う緊急事態についての対応策を講じておく。
中等教育学校							
中等教育学校(後期課程)	市町村教育委員会の定める基準による						
小 普 中 普	} 市町村教育委員会の定める基準による 3泊4日以内	保護者の経済的負担を十分考慮して、その軽減に努力するものとす	規定なし	80%以上の在籍者の参加	規定なし	学級数×1.5+2 養護教諭又は校長の委嘱した保健担当者を含めること	
中等教育学校							
中等教育学校(後期課程)	高等学校の基準を準用する						
小 普 中 普	} 市町村教育委員会の定める基準による 4泊5日以内	100,000円以内(消費税別)	規定なし	80%以上の在籍者の参加	規定なし	学級数×1.5+2+(1) (1)は、8学級以上のみ養護教諭又は校長の委嘱した保健担当者を含めること	
特別支援学校							
特別支援学校	1泊2日以内 2泊3日以内 3泊4日以内	実施に必要な経費については保護者の経済的負担の軽減に努める。	規定なし	規定なし	規定なし	児童生徒3人につき1人+引率責任者を原則とする	航空機利用は前年度中に特別支援教育課と協議する。

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
小 普 普	} 区市町村教育委員会の基準による						
中							
都立中学校及び ひび中等教育学 校前期課程	各学校の旅行計画について、東京都教育委員会と協議して実施している。						
全 定	9 6 時間以内	96,000円以内(税抜)	第2学年9月以降 第3学年9月以降	原則として全員参加	規定なし	規定なし	
小 日帰り	20,900円以内(税込)		第6学年	"	規定なし	規定なし	
中 7 2 時間以内	56,600円以内(税込)		第2学年9月以降 第3学年	"	規定なし	学校長の判断による	
高 9 6 時間以内	96,000円以内(税抜)		第3学年	"	規定なし		
小 普 普	} 市町村教育委員会の定める基準による						
中							
高 4 泊 5 日以内	保護者の経済的負担を十分に考慮した適切な額	在学中	在籍生徒の80%以上の参加 在籍生徒の60%以上の参加	教育的見地から慎重に検討して選定	規定なし	県立学校：学級数×1.2+2	
小 普 普	} 各市町村(組合)教育委員会の修学旅行・遠足・その他の校外行事の基準に関する規則で定める						
中							
高 5 泊 6 日以内	規定なし	2年又は3年 3年又は4年	10分の8以上	国内全域	規定なし	30名につき1名以上+管理職	
小 2 泊 3 日以内	}						
中 3 泊 4 日以内							
高 5 泊 6 日以内	"	原則、最高学年	10分の8以上 やむを得ない場合はこの限りではない	近接都県 関東、中部、近畿 国内全域	規定なし	4名につき1名以上+管理職 6名につき1名以上+管理職 (学級数×2+2)名	
小 1 泊 2 日以内を原則とする	家庭の経済的負担を考慮し、費用の削減を図る。	6年	規定なし	小：はなはだしく遠隔地を避ける。 中：規定なし	規定なし		
中 2 泊 3 日以内を原則とする		3年			規定なし		
都立中学校及び 中等教育学校前 期課程、高等学 校及び中等教育 学校後期課程	各市町村教育委員会の定める基準による						
高 3 泊 4 日以内を原則とする	家庭の経済的負担を考慮し、費用の削減を図る。高、費用は原則11万円を上限とする。	最高学年あるいはその前学年(後期)	"	規定なし	規定なし	20~30人につき1名	公立中学校に準ずる
小 1 泊 2 日以内	}						
中 2 泊 3 日以内							
高 3 泊 4 日以内	1学年、2学年は日帰り、3学年は2泊3日以内(車中泊を含む) 2学年は、委員会の承認を得て、宿泊することができる。	在学中1回(宿泊を要するもの)	原則、全員参加	規定なし	規定なし		
小 5 泊 6 日以内(車中泊含む)	保護者の過重負担にならないようにすること	在学中1回	原則、全員参加	規定なし	規定なし	1学級につき3人、1学級増すごとに1~2人増	航空機利用の場合、経費は航空機を利用しない場合と同程度
中 5 泊 6 日以内(車中泊含む)	保護者の過重負担にならないようにすること						
高 小 中 高	小、中、高等学校に準拠					1学級につき5名、1学級増すごとに1名又は2名増、基準表(略)による	小、中、高等学校に準拠

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
富山県	小 普	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	市町村教育委員会に一任。	
	中 普	3泊4日以内	最上学年もしくはその前の学年	原則として全員参加	規定なし	30名につき1名+校長(又は教頭)+養護教諭+学年主任+生徒指導主事	特別支援学級の生徒が参加する場合は特別支援学級担任が参加する	
	高 普	4泊5日以内	規定なし	規定なし	〃	60人までは2名とする。超過する人数30人につき1名増可。養護教諭1名増可。		
	特別支援学校	1泊2日以内 3泊4日以内 4泊5日以内	〃	〃	〃	障害の状態、日程、参加者数に応じて	中学部…中学校修学旅行実施基準に準ずる 高等部…高等学校修学旅行実施基準に準ずる	
	小 普	原則として宿泊を要する場所は実施しないこと	積立金によることを原則とする	最上学年又はその前学年(前学年との合同も可)	80%以上	県内	児童、生徒30人までは2名、さらに30名増すごとに1名を加えた数とすること。ただし、所属長が必要と認める場合は、2名を限度として加えることができるものとする	
中 普	3泊4日以内	〃	最上学年又はその前学年	〃	規定なし	児童、生徒30人までは2名、さらに30名増すごとに1名を加えた数とすること。ただし、所属長が必要と認める場合は、2名を限度として加えることができるものとする		
石川県	県立中	市町立中学校の基準に準ずる						
	高 普	4泊5日以内	積立金によることを原則とする	最上学年又はその前学年	規定なし	児童、生徒30人までは2名、さらに30名増すごとに1名を加えた数とすること。ただし、所属長が必要と認める場合は、2名を限度として加えることができるものとする	海外修学旅行にあつては、県教委と学校指導體と協議の上、さらに2名を限度として加えることができる。海外修学旅行の引率責任者は原則として学校長とする。	
	特別支援学校	原則として宿泊を要する場所は実施しないこと	〃	最上学年又はその前学年(前学年との合同も可)	県内	児童・生徒数5人につき1人を基準とすること。ただし、重度・重複障がいのある児童生徒の安全を確保する上で必要な最小限の数を加えることができるものとする		
	中 普	3泊4日以内	〃	最上学年又はその前学年	規定なし	〃	〃	
	高 普	4泊5日以内	〃	〃	〃	〃	〃	
福井県	小 普	各市町村教育委員会の判断とする。県立高志中学校は県教育委員会の定める基準による。						
	高 普	110時間以内	必要最小限の額	最上学年又はその前学年	原則として全員参加	規定なし	少なくとも2名以上とする。生徒30人につき1名を標準。	
	特別支援学校	34時間以内 58時間以内 82時間以内	家庭の経済的負担を考慮した額	6年又は5、6年 3年又は2、3年 最上学年又はその前学年	〃	〃	〃	〃
	小 普	1泊2日以内	規定なし	規定なし	原則全員参加	規定なし	児童20人につき1名+責任者 分校参加は教員1名増 生徒25人につき1名+責任者1名	特別支援学級は普通学級に同じ 引率者は担任1名+教員1名
	中 普	原則として2泊3日以内	〃	〃	〃	〃	〃	〃
岐阜県	高 普	原則として3泊4日以内	必要最小限度の額とする	〃	〃	教育的見地に立ち、ねらいが十分に達成できるような目的地	生徒30人につき1人 別に責任者2人	
	特別支援学校	1泊2日以内 原則として2泊3日以内 原則として3泊4日以内	規定なし 規定なし 必要最小限度の額とする	〃	〃	〃	5人につき責任者・教員・寄宿舎指導員各1名	

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
静岡県	小 普	規定なし (保護者の経済的負担を考慮して費用の削減を図ること)	規定なし	健康面等で心配のない生徒	規定なし	原則として1学年2人以上とし、これに児童生徒に対する緊急処置及び救急体制に関する業務のできる者又は養護教諭並びに責任者を加えた人数とする。	特別支援学級は普通学級に同じ	
	中 普	規定なし	規定なし	原則として、当該学年生徒全員とする。	目的を踏まえ、学校の特色や日常の学習活動との関連を十分考慮して決定する。	原則として、1学年につき教員2人＋養護教諭(又はこれに準ずる教員)1人＋責任者(校長、教頭又はこれに準ずる教員)1人	計画・実施に当たっては、保護者に内容等について説明し、十分な理解・同意が得られるようにする。 航空機利用は保護者の理解・同意が得られるようにする。	
静岡県	県立中 高	保護者の経済的負担を考慮して、各学校が定める適正な額	規定なし	原則として、当該学年生徒全員とする。	目的を踏まえ、学校の特色や日常の学習活動との関連を十分考慮する。	当該学年の担当教員＋養護教諭(これに準ずる者)＋責任者(管理職又はそれに準ずる者)	活動内容や日程・移動等の計画の際は児童生徒の障害に配慮するよう指導している。航空機の利用は高等部に限り、安全対策を万全にする。	
	特別支援学校	前年度の県立特別支援学校の学級別平均額を参考とする。ただし、保護者の負担を考慮し費用の前減を図る。	6学年が原則 3学年又は2学年9月以降	疾病等やむを得ない理由で参加が困難な児童生徒以外は原則として、全員とする。	目的地や見学場所は、日常の学習活動との関連及び児童生徒の障害の程度を考慮し、修学旅行を通して効果的な体験学習や情操教育等が深められるよう、十分検討の上で決定する。	1学年級2名 2学年級3名 3学年級4名 4学年級5名 5学年級6名 ※181名以上は7名 6学年級7名 7学年級8名 8学年級9名 9学年級10名 10学年級11名 11学年級12名 12学年級13名 13学年級14名 14学年級15名 15学年級16名 16学年級17名 17学年級18名 18学年級19名 19学年級20名 20学年級21名 21学年級22名		
	小 普	保護者の負担を考慮して、その軽減につとめる	最上学年	全員参加をたてまえる	郷土を中心とした近隣府県の範囲	責任者1名、右の区分による数員数を確保とする。ほか保健担当者1名を加えることができる	1学年級5名 ※151名以上は6名 5学年級6名 ※211名以上は8名	
	中 普	上限80,000円程度(消費税を含む)	3年又は2年 4年又は3年	原則、全員参加(80%以上)	限定しない	児童生徒	1学年級3名 2学年級4名 3学年級5名 4学年級6名 5学年級7名 6学年級8名 7学年級9名 8学年級10名 9学年級11名 10学年級12名 11学年級13名 12学年級14名 13学年級15名 14学年級16名 15学年級17名 16学年級18名 17学年級19名 18学年級20名 19学年級21名 20学年級22名	
愛知県	特別支援学校	小学校に準ずる	原則、最上学年	原則として全員参加	近隣府県の範囲	小：盲・肢・病3人、聾4人 中：盲・知・肢・病4人、聾5人 高：盲・知・肢・病4人、聾6人	児童生徒の障害の程度を考慮し、修学旅行を通して効果的な体験学習や情操教育等が深められるよう、十分検討の上で決定する。	
	小 普	小学校に準ずる	原則、最上学年	原則として全員参加	近隣府県の範囲	児童生徒	1学年級3名 2学年級4名 3学年級5名 4学年級6名 5学年級7名 6学年級8名 7学年級9名 8学年級10名 9学年級11名 10学年級12名 11学年級13名 12学年級14名 13学年級15名 14学年級16名 15学年級17名 16学年級18名 17学年級19名 18学年級20名 19学年級21名 20学年級22名	
	中 普	中学校に準ずる	原則、最上学年	原則として全員参加	近隣府県の範囲	児童生徒	1学年級3名 2学年級4名 3学年級5名 4学年級6名 5学年級7名 6学年級8名 7学年級9名 8学年級10名 9学年級11名 10学年級12名 11学年級13名 12学年級14名 13学年級15名 14学年級16名 15学年級17名 16学年級18名 17学年級19名 18学年級20名 19学年級21名 20学年級22名	
	高 普	高等学校に準ずる	原則、最上学年	原則として全員参加	限定しない	児童生徒	1学年級3名 2学年級4名 3学年級5名 4学年級6名 5学年級7名 6学年級8名 7学年級9名 8学年級10名 9学年級11名 10学年級12名 11学年級13名 12学年級14名 13学年級15名 14学年級16名 15学年級17名 16学年級18名 17学年級19名 18学年級20名 19学年級21名 20学年級22名	重慶・重徳障害の児童生徒参加の場合、その事情を勘案して引率教員数を増やすことができる。
三重県	小 普	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	
	中 普	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	
	高 普	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	
	特別支援学校	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	市町など教育委員会の定める基準による	
滋賀県	県立中 高	県教育委員会が年度当初に、次年度実施の基準額を示す	最上学年又は前学年	原則、全員参加	規定なし	1.5～2人(1クラス)をもとに、学校の実態、旅行の形態等を考慮する。	航空機の利用については、保護者の同意を得ていること。	
	特別支援学校	県教育委員会が年度当初に、次年度実施の基準額を示す	最上学年又は前学年	原則、全員参加	規定なし	参加児童生徒3人につき教職員1人とする。ただし、参加児童生徒が3人以下の場合も少なくとも2人とする。なお、重度の障害児童生徒の場合にはこの限りではない。	2泊3日が主流。 航空機利用3泊4日以内、特例的認可。 3泊4日が主流。	
	小 普	21,000円程度	6年	規定なし 全員参加	規定なし	規定なし	特別支援学級は普通学級に準ずる。引率教員数は児童生徒の実態による。	
	中 普	56,000円程度	2、3年	規定なし 全員参加	規定なし	規定なし	特別支援学級は普通学級に準ずる。引率教員数は児童生徒の実態による。	
京都府	府立中 高	学校行事としての教育活動の意義を考慮し、保護者の経済的負担等に十分配慮し決定	規定なし	実施の1年前までに教育長に計画書を提出し協議する	規定なし	規定なし	規定なし	
	特別支援学校	学校行事としての教育活動の意義を考慮し、保護者の経済的負担等に十分配慮し決定	規定なし	実施の1年前までに教育長に計画書を提出し協議する	規定なし	規定なし	規定なし	
	小 普	経済的負担等に十分配慮	規定なし	実施の2週間前までに届け出る	規定なし	規定なし	規定なし	
	中 普	保護者の経済的負担等に十分配慮	規定なし	実施の2週間前までに届け出る	規定なし	規定なし	規定なし	

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
※香川県は、2019(令和元)年度分のデータを掲載。								
市町村教育委員会の定める基準								
香川県 県立中学校及び中等教育学校前期課程 全定小中高 特別支援校及び後進学校及び後進課程教育	3泊4日以内	高等学校に同じ	高等学校に同じ	高等学校に同じ	高等学校に同じ	(学級数×1.5名)+養護教諭		
	4泊5日以内	保護者の経済的負担軽減に努める	2年又は3年 4年又は3年	—	規定なし	30人につき1名+引率責任者、養護教諭		
	1泊2日以内 3泊4日以内 4泊5日以内	〃	6年又は5年 3年又は2年	原則として全員参加	近畿・中国又は四国地方 近畿・中国又は九州地方 規定なし	<肢体不自由、視覚障害>2人に1名+養護教諭 <知的障がい、病弱、聴覚障害>4人に1名+養護教諭 (重複は2人につき1名)		
	市町村教育委員会の定める基準							
	4泊5日以内※	保護者の経済的負担に配慮した適切な金額	在学中1回	規定なし	規定なし	30人程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する。女子生徒参加の場合は、適当数の女子教職員を含む。		
	5泊6日以内※	保護者の経済的負担に配慮した適切な金額	在学中1回	規定なし	規定なし	30人程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する。女子生徒参加の場合は、適当数の女子教職員を含む。	(註)※ただし、特別の事情があるときは教育長と協議の上、日数の限度を超えて実施することができる。	
	1泊2日以内※ 4泊5日以内※ 5泊6日以内※	21,580円以内 57,720円以内 原則107,810円以内	在学中各学部1回	〃	〃	5人程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する。女子児童生徒参加の場合は、適当数の女子教職員を含む。		
	市町村教育委員会の管理運営規則による							
	4泊5日以内			10分の9以上		参加生徒数÷40×1.5人		
	5泊6日以内	保護者の負担過重とならないう必要最小限度の金額	規定なし	2/3以上	規定なし	校長又はこれに代わる責任者を含み、参加生徒数÷30+1。なお、生徒数100人につき1人の数を加えることができる		
2泊3日以内 4泊5日以内 5泊6日以内			2/3以上		[視覚障がい・聴覚障がい] 参加数÷5+1 [知的障がい・肢体不自由・病弱] 参加数÷3+1			
市町村教育委員会の定める基準による								
高知県 県立中学校及び中等教育学校前期課程 全定小中高 特別支援校及び後進課程教育	規定なし	※2	規定なし	80%以上	規定なし	学級数×1.5を下限、ただし総数は3名以上	※1 県立高等学校、久留米市外三市町高等学校組合は規定なし。古賀高等学校組合は4泊5日以内。 県立学校における経費基準 保護者の経済的負担及び修学旅行の教育効果を十分考慮して、校長が定める必要最小限の額とする。 ※3 市町村組合立高等学校における経費基準 ・久留米市教育委員会は国内：81,000円以内とする ・久留米市外三市町高等学校組合は国内：特に基準はないが県の規定を適用する ・古賀高等学校組合は国内：「保護者の経済的負担及び修学旅行の教育効果を十分考慮して、校長が定める必要最小限の額」とする ※6 久留米市外三市町高等学校組合は規定なし ※7 久留米市外三市町高等学校組合は規定なし	
	※1	※2 ※3	規定なし	80%以上 ※6	規定なし	学級数×1.5を下限、ただし総数は3名以上 ※7		
	小中							
	高							
	特別支援学校							
	福岡県							

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考	
鹿児島県	小 普	1泊2日以内	規定なし	90%以上	規定なし	校長又はそれに代わる責任者が引率責任者となる。女子児童生徒が参加する場合は、必ず女子教員を引率者に加える。	・特別支援学級は通常学級に同じ。 ・航空機利用・船中泊は離島の学校。	
	中 普	3泊4日以内	規定なし	90%以上	規定なし		高校教育課に申請し、実施日の20日前までに教育長の承認を受ける。	
	高 普	5泊6日以内	規定なし	65%以上	規定なし	25人につき1名+責任者+養護教諭(配慮の必要な児童生徒に対して5名につき1名増員できる)	特別支援教育課に申請し、実施日の20日前までに教育長の承認を受ける。	
	小 普	1泊2日以内	小学校に準拠	6年又は5年	90%以上	規定なし	往復航空機利用を認める。	
	中 普	3泊4日以内	中学校に準拠	3年又は2年	65%以上	規定なし		
沖縄県	高 普	5泊6日以内	高等学校に準拠	90%以上	規定なし	30人につき1名	往復航空機利用を認める。	
	小 普	1泊2日以内	規定なし	90%以上	規定なし	3人につき1名+責任者+養護教諭(重傷学級車椅子利用の児童生徒一人につき1名)	※肢体不自由教育校(肢体不自由教育部門を有する学校を含む)においては、特に必要な場合には関西圏域までの実施ができる。	
	中 普	3泊4日以内	規定なし	70%以上(希望者制)	規定なし	5人につき1名+責任者+養護教諭(重傷学級車椅子利用の児童生徒一人につき1名)		
	高 普	6泊7日以内	保護者負担の軽減	3年又は2年 4年又は3年 6年	過半数以上	県内九州圏域※		
	特別 支援 校	1泊2日以内 3泊4日以内	保護者負担の軽減	3年又は2年	過半数以上	広域関東圏域まで		

《政令指定都市》

※海外修学旅行実施基準は別掲。

		校種		日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
札幌市	小	普	1泊2日以内	30,000円を基準額とする(宿泊研修と見学旅行の合計額)				規定なし		車船中泊は避けること、利用交通機関は鉄道、バス及びフェリー
		前期	実施回数が1回の場合は、中学校に準拠することとする	実施回数が1回の場合は、中学校に準拠することとする	実施回数が2回の場合は、1回目(小学校)に、2回目(中学校)に準拠することとする		実施回数が1回の場合は、中学校に準拠することとする	実施回数が2回の場合は、1回目(小学校)に、2回目(中学校)に準拠することとする		実施回数が1回の場合は、中学校に準拠することとする
		後期	実施回数が2回の場合は、1回目(小学校)に、2回目(中学校)に準拠することとする	実施回数が2回の場合は、1回目(小学校)に、2回目(中学校)に準拠することとする						実施回数が2回の場合は、1回目(小学校)に、2回目(中学校)に準拠することとする
	中	普	3泊4日以内 航空機利用は2泊3日以内	84,500円を基準額とする(宿泊研修と見学旅行の合計額)見学旅行は3泊4日の場合は92,000円 航空機を利用する場合は93,000円	最終学年		北海道 東北地方及び関東地方			車船中泊は避けること、利用交通機関は鉄道、航空機、バス及びフェリー
仙台市	中等教育学校	前期	実施しない							
		後期	5泊6日以内 (機内泊1日以内)	173,000円以内(「燃油サーチャージ」を含めない)	学校において定めるところとする		海外(アジア・オセアニア地域)		人数規定はないが、引率旅行引率旅費配分基準による	利用交通機関は鉄道、航空機、バス及びフェリー
		全	5泊6日以内 航空機利用は4泊5日以内	旅行日数等に必要最小限にとどめる	最終学年またはその前年度		日本国内		人数規定はないが、引率旅行引率旅費配分基準による	車船中泊は2泊以内とすること、利用交通機関は鉄道、航空機、バス及びフェリー
	特別	小学校に準ずる								
	中	中学校に準ずる								
	高	高等学校に準ずる								
	小	普	校長が適切と判断する日数とする。	校長が適切と判断する金額とする。	最高学年又は前学年		会津若松・盛岡方面が多い			特別支援学級は通常の学級に準ずる。
	中	普	校長が適切と判断する日数とする。		"		関東(東京、千葉)が多い。			40人以下2人以上、40人を超えるときの20人までごとに1人を加算。救急看護の心得がある者を含める。
	高	普	校長が適切と判断する日数とする。	国内97,000円(令和6年度の基準) 仙台市立高等学校における経費については、各年度ごとに基準を定める。	"		関西が多い			
	特別	小	校長が適切と判断する日数とする。	校長が適切と判断する金額とする。						
		中								
		高								

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
さいたま市	小 1泊2日以内 中 2泊3日以内	目的の達成と保護者の経済的負担を考慮して適正な額とする	最終学年又はその前学年	学年人数の85%を下らない	指定無し	参加児童・生徒15～30人に対し教員1人を基準とする。(特別支援学級は児童・生徒5人に対し教員1人)ただし、引率責任者、学校医及び養護担当教員は別枠とする	
高・中・等	4泊5日以内(120時間以内)	目的の達成と保護者の経済的負担とを十分に考慮した低廉で適正な額とする	在学中1回に限り、中・高学年において実施する	70%を下らない	日本国内	引率教員の数は、15～30人に対し教員1人を基準とする。ただし、引率責任者及び保健責任者は別枠とする	(1)航空機の利用について、あらかじめ参加生徒及び保護者同意を得ること (2)航空機利用に伴う緊急事態に対応できる方策をあらかじめ講じておくこと
特別支援校	小学校の実施基準に準ずる						
中学校の実施基準に準ずる							
高等学校の実施基準に準ずる							
千葉県	小 日帰り 中 2泊3日(1年) 高 2泊3日(3年)	保護者の負担が過重にならない範囲	1～6年 1年・3年	原則、全員参加	規定なし	30人につき1名、県外は校長又は教頭	特別支援学級は通常の学級の学級に準ずる。障害の種類の程度に応じて特別配慮する。
高	4泊5日以内	"	規定なし	80%以上	"	校長又は教頭1人+学級数×1.5人。養護教諭又は、保健衛生の心得のあるもの1人。	保険の加入。
特別支援校	日帰り		1～6年	原則、全員参加		実態に応じて定める	障がいの種類・程度に応じて特別配慮する。
中	2泊3日		3年				
高	2泊3日		3年				
横浜市	小 規定なし 中 規定なし(児童生徒への健康面の負担配慮)	保護者の過重負担とならない範囲	第6学年(最終学年) 第3学年(最終学年) 第3学年又は第2学年 第4学年又は第3学年	児童生徒の健康面の負担等を十分配慮すること、また、宿泊に伴う経費については保護者への経済的負担を十分考慮し学校として説明責任を果たせる範囲内とする。	実施上の留意点として、行事の目的や児童生徒の発達段階などに応じて、目的の地の選定が行われているか、実施の時期について学校運営上、無理のないように考慮されているか、日程上で、距離や時間、又は、見学場所が無理がないよう配慮されているか記載。	児童・生徒の実態に応じ定める	特別支援学級は普通学級に準ずる。
特別支援校	"		第6学年		小学校に準拠		
中	"		第3学年		中学校に準拠	生徒の実態に応じ定める	
高	"		第3学年又は第2学年		高等学校に準拠		
川崎市	小 1泊2日 中 2泊3日 高 4泊5日	17,900円(消費税8%適用) 18,300円(消費税10%適用) 64,800円(消費税8%適用) 66,000円(消費税10%適用) 112,400円(消費税8%適用) 114,500円(消費税10%適用)	6年 3年 在学中1回	原則として全員参加	日光 京都・奈良・広島・九州・福井 近畿・九州・沖縄方面・四国	20人につき1人	特別支援学級は、普通学級に同じ
特別支援校	1泊2日						
中	2泊3日						
高	4泊5日						
相模原市	小 1泊2日 中 2泊3日 高 4泊5日	※特別支援学校については、各校種ごとの日程及び経費基準、旅行方面・引率・その他実施にかかる基準に即した形で準用するものとする。	6年 3年	規定なし 規定なし	日光 京都・奈良・大阪・広島・岩手・宮城	規定なし 規定なし	
特別支援校	1泊2日						
中	2泊3日						
高	4泊5日						

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
新潟市	小 普	2泊3日	5, 6年	規定なし	新潟県の実施基準に準ずる	・宿泊を要する修学旅行は、在学中1回に限る。
	中 普	2泊3日	2, 3年			
	高 普	5泊6日	在学中1回			
	特別 学別 校支 校費	5泊6日				
	高 定	2泊3日 2泊3日				
静岡市	小 普	1泊2日～3泊4日程度	基準なし	小・中学校に準ずる	泊を伴う場合は、1学級につき2名以内とし、これに養護教諭(又はこれに準ずる教員)及び引率責任者(校長又は教頭)を加える	
	中 普	1泊2日～3泊4日程度	〃	〃	〃	
	高 普	規定なし	規定なし	規定なし	原則として、責任者(校長、副校長、教頭又はこれに準ずる教員) 養護教諭(又はこれに準ずる教員) 各1人及び1学級につき教員2人とする	届出制
	小 普	1泊2日～3泊4日程度	規定なし	規定なし	原則として、1学級2人以上とし、これに養護教諭(又はこれに準ずる職員)及び責任者を加えた人数とする	本県・訪問先に「緊急事態宣言」が発出、または、本市・訪問先が「まん延防止等重点措置適用市町村」の場合は見合わせる。
	中 普	1泊2日～3泊4日程度	規定なし	規定なし	同上	同上
浜松市	特別 学別 校支 校費	規定なし	規定なし	規定なし	同上	同上
	小 普	1泊2日以内	第6学年	原則、全員参加	学級数+1名+校長+養護教諭	特別支援学級担当教員(実情に応じたプラス)
	中 普	2泊3日以内	第3学年	〃	学級数あたりの教員数 1学級3名 2学級4名 3学級6名 4学級7名	中学校において出発・帰着時に送迎バスを利用する場合は2,000円を増した額とする
	高 全	3泊4日以内	第2学年	〃	5学級9名 6学級10名 7学級12名 8学級13名	
	特別 学別 校支 校費	1泊2日以内 2泊3日以内 3泊4日以内	第3・4学年 小学校に準ずる 中学校に準ずる 高校に準ずる	〃	9学級15名 10学級16名 11学級18名	
名古屋市	小 普	1泊2日 … 22,690円以内	6年	原則として全員参加	約30人につき引率1名	育成学級は、普通学級に準ずる
	中 普	2泊3日 … 57,910円以内 航空機利用の場合… 60,910円以内	規定なし	〃	〃	航空機利用は、一定の条件の下に認め
	高 普	2泊3日 … 57,910円以内 航空機利用の場合… 80,000円以内 3泊4日 … 85,340円以内 航空機利用の場合… 101,010円以内 4泊5日 … 103,640円以内 航空機利用の場合… 119,310円以内	規定なし	〃	〃	航空機利用は、一定の条件の下に認め
	小 普	小学校に準拠				
	中 普	中学校に準拠				
高 普	高等学校に準拠					

※海外修学旅行実施基準は別掲。

校種	日数(時間)	旅行費用	実施学年	実施許可基準	旅行方面	引率教職員	備考
北九州市	小 普	1泊2日 大分・熊本方面 28,829円以内 長崎方面28,011円以内 市内30,649円以内	第6学年	原則として全員参加	○大分・熊本方面 ○長崎方面 ○市内(県内)	(普通学級+特別支援学級)×1.8を標準とする。	特別支援学級は普通学級と同じ
	中 普	2泊3日 61,500円以内	第2学年	"	・関西方面 ・中国方面 ・九州方面 ・四国方面	(普通学級+特別支援学級)×1.5+2を標準とする。	
	高 普	5泊6日 100,000円以内	第2学年	県立高等学校の規定と同様	県立高等学校の規定と同様	県立高等学校の規定と同様	
福岡市	特別 支援 学級 後	小学校に準拠 中学校に準拠 高等学校に準拠	学級数×2.0を標準とする 学級数×2.0を標準とする	(引率教職員) (引率教職員)			
	小 普	1泊2日以内 22,690円以内	規定はないが6年	全員参加	特になし	学級数×1.5+2	
	中 普	2泊3日以内 60,910円以内	規定はないが2年		特になし		
	高 普	5泊6日以内 特になし	規定はないが2年	80%	特になし	学級数×1.5+1	
	特別 支援 学級 後	1泊2日以内 3泊4日以内 5泊6日以内	規定はないが6年 規定はないが3年 規定はないが2年	全員参加	特になし	学級数×2.0	
	小 普	1泊2日以内 規定なし 参考：20,000円前後	6年生	目的、教育的効果、費用	国内 ※いたずらに遠隔地を選定しない	※養護教諭を含めることが望ましい	
中 普	2泊3日以内 規定なし 参考：50,000円前後	2年生	目的、教育的効果、費用	国内 ※いたずらに遠隔地を選定しない	※養護教諭を含めることが望ましい		
高 普	5泊6日以内 90,000円程度	規定なし	目的、教育的効果、費用	国内は規定なしとして 海外は原則として 韓国、中国、台湾	1学級：3名 2～4学級：学級数+1～学級数+2 5学級以上：学級数+2	国内の航空機利用を認める(保護者の同意を得る)	
熊本市	特別 支援 学級 後	1泊2日以内 2泊3日以内 5泊6日以内	規定なし 規定なし 規定なし	目的、教育的効果、費用	国内とするが、児童の心身の負担等を考慮して選定する	1学級：2～3名 2学級：4～6名 3学級：6～9名	—
	中 普	2泊3日以内 規定なし 規定なし	規定なし 規定なし 規定なし	目的、教育的効果、費用	国内とするが、生徒の心身の負担等を考慮して選定する	1学級：2～3名 2学級：4～6名 3学級：6～9名	—
	高 普	5泊6日以内 規定なし 規定なし	規定なし 規定なし 規定なし	目的、教育的効果、費用	国内とするが、生徒の心身の負担等を考慮して選定する	1学級：2～3名 2学級：4～6名 3学級：6～9名	—